

# ACTIAN CORPORATION

## 顧客に対するライセンスおよびサポート サービスに関する契約書

本ソフトウェアをダウンロードまたはインストールする前に、この契約書をよくお読みください。

この「顧客に対するライセンスおよびサポート サービスに関する契約」(以下、「本契約」)は、ソフトウェアをダウンロードまたはインストールするエンド ユーザー (以下、「お客様」)と、本社を 2300 Geng Rd, Suite 150, Palo Alto, CA 94303 に置く Actian Corporation (以下、「Actian」)との間の法的契約書です。お客様が会社その他の法人を代表して本契約を締結する場合は、お客様は、お客様自身が当該会社または法人の従業員または代理人であること、および本契約を締結し、お客様の会社または法人を法的に拘束する権限を有することを表明します。本契約において、「お客様」とは、お客様、および本契約に基づいてお客様が法的拘束力を適用したお客様の会社または法人のすべてを含みます。本ソフトウェアをダウンロード、インストールもしくは使用するか、または下にある[使用許諾契約の条項に同意します]ボタンをクリックする (もしくは、これに代えて「Y または N」の応答を求められる場合は、「Y」か「YES」を入力する) ことにより、お客様は、本契約に拘束されることに同意することになります。お客様が本契約の条件に同意しない場合は、お客様は、下にある[同意しない]または[使用許諾契約の条項に同意しません]ボタンをクリック (もしくは、これに代えて「Y または N」の応答を求められる場合は、「N」か「NO」を入力) する必要があります、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することはできません。本契約は、注文書 (以下に定義) に記載されたソフトウェアおよびサービスの購入と使用に適用されます。「発効日」は、お客様が下にある「同意します」ボタンをクリックした日とみなされます。

### 1. 定義

**1.1 「ドキュメント」とは、本製品と共に Actian が提供するドキュメントをいいます。**

**1.2 「お客様の子会社」とは、この契約の発効日におけるお客様の 100% 子会社をいいます。100% 子会社は、その持株の 100% をお客様が保有する組織として定義されます。**

**1.3 「注文書」とは、両当事者が締結する、通常「注文確認書」と題された文書をいいます。注文書は本契約を参照し、注文書にはお客様の請求情報、注文された本製品のリスト、本製品を使用できる許可されたコア数、ならびに価格設定を含む (ただしこれらに限定されません) お客様の注文に固有の詳細事項および使用制限が記載されます。かかる注文書は、参照によりここに本契約に組み込まれます。**

**1.4 「受託業者」とは、お客様が社内データ処理、コンサルティング、製品のカスタマイズ、または社内情報管理のために委託する第三者をいいます。**

**1.5 「本製品」とは、注文書に明記されたソフトウェア プログラムの機械読取可能なオブジェクト コード、ならびにドキュメントおよびそれらのアップデートをいいます。**

**1.6 「サブスクリプション期間」とは、該当する注文書の日付から 1 年間、または注文書もしくは本契約の追加契約書に特記された期間をいいます。**

**1.7 「サポート サービス」とは、本製品のサポート サービスをいいます。**

**1.8 「アップデート」とは、Actian の判断でサポート サービスに基づいてお客様に提供されるアップデート、リース、または拡張機能をいいます。**

**1.9 「保証期間」とは、該当する本製品 (アップデートを除く) のお客様への最初の引渡しからの 30 日間をいいます。**

## **2. ライセンス**

**2.1 ライセンスの許諾。** お客様が 2.2(i) ~ 2.2(iv) 項に明記されている諸条件を含む (ただしこれらに限定されません) 本契約の条件を遵守することを前提として、Actian は、サブスクリプション期間の間、本契約の条件に従ってお客様の業務目的で本製品を使用することができる、限定的、非独占的、かつ再使用許諾不能で譲渡不能な権利をお客様に許諾します。ただし、注文書に記載されたすべての制限が適用されます。かかる制限としては、お客様が開発または使用される本製品のコピー数、お客様のワークステーションまたはサーバーもしくはお客様の組織に所属するユーザーにインストールされる本製品のコピー数、あるいは本製品を使用またはアクセスするシート、ソケット、またはコアの数があります。疑義回避のために付言すれば、本契約において、お客様は本製品またはその他のソフトウェア プログラム、もしくは特定の製品のサポート サービスの使用、コピー、実装、バージョン管理が現行の注文書の対象でない限り、それらを行ういかなる権利またはライセンスも保有しないものとします。お客様は、コア数および CPU 数の上限がプラットフォーム仮想化などの手段によって超過されないようにするものとします。お客様の子会社は、本契約の下に、本契約を参照した注文書を発行でき、かかる注文書に記載可能なサポート サービスを受ける権利を以下の条件で有するものとします。

i) かかるお客様の子会社のそれぞれがお客様自身であると同時に、お客様はそれらの子会社の行為および不作為に責任を持つものとして、それらの子会社に本契約の条件を認識および遵守させ、かつ、

ii) お客様は、子会社が本契約の条件を遵守しなかったことにより Actian が被るあらゆる費用、請求、要求、経費、および債務を完全かつ効果的に Actian に補償し、かつ補償し続けるものとします。

**2.2 本製品の使用权。** 上記 2.1 項において許諾したライセンスは、以下の条件に従います。

**i) ライセンスの制限。** 本契約で明示的に許可される場合を除き、以下を行うことはできません。(i) 本製品を頒布、リース、貸与、販売、抵当設定、再使用許諾、またはその他の方法で譲渡すること。(ii) 第三者に本製品へのアクセスもしくはその使用を許可すること。または第三者に利益を与えるために何らかの方法で本製品を使用する、本製品にアクセスする、もしくはアクセスさせること。これにはサービス ビューロー、SaaS、ASP またはその他類似したホスト環境で本製品を実行することが含まれますが、これらに限定されません。(iii) ホスティングまたはアプリケーション サービス プロバイダー (ASP) のサービス、サービス型ソフトウェア、サービスビューロー、販売、トレーニング、アウトソーシング サービスもしくはコンサルティング サービス、または、本ソフトウェアに関連するその他商用サービスを提供するもしくは運営するために本製品を使用すること。(iv) Actian が開発および/または販売するソフトウェア プログラムのいずれかと競合する製品を開発するために本製品を使用すること。(v) 本製品のオープン ソース バージョンを展開しているすべての環境で本製品を使用すること。(vi) ライセンスの範囲または条件を越えて本製品を使用すること。もしくは (vii) 第三者のデータを処理する(例、お客様の顧客のデータの移行または変換を実行する)ために本製品を使用すること。「Actian Analytics Database – Vector」("Vector") のライセンスについては、'with structure=vector' (デフォルト値) または 'with structure=vector\_row' を使用したテーブルのみを使用でき、これら以外のテーブル ストレージ タイプの使用は Vector のアナリティクス機能をサポートする場合にのみ可能です。Vector はトランザクショナル データベースと

しては使用できません。お客様は、第三者による本製品の不正なアクセスまたは使用に気づいたときには Actian に通知するものとします。

お客様が購入した本製品が、その注文書または本製品と共に提供されるその他の文書に本製品が日本語版製品であることが示されているものである場合は、次のライセンスの制限が適用されます：

お客様は、本製品を日本語のオペレーティングシステムプラットフォームでのみ使用することができます。また、オペレーティングシステムに日本語版が無い場合は、すべての言語設定を日本語に適したものに設定しなければなりません。

さらに、お客様が購入した本製品が、その注文書または本製品と共に提供されるその他の文書に本製品が「Early Adopter」バージョンであることが示されているものである場合は、次のライセンスの制限が適用されます：

(I) 本製品の使用は、データベースのインストールごとに Vector エンジンによって格納される非圧縮データは累積で最大 20TB までに制限されています。

(II) 本製品と共に提供される Enterprise Monitoring Appliance (EMA) での本製品の使用を可能にするいかなる本製品のプラグインも使用することはできません。

**ii) 受託業者。** お客様は、受託業者による本製品のアクセスおよび使用を以下の条件で許可することができます。(i) 受託業者が本契約の条件を遵守すると共に、お客様にサービスを提供する目的でのみ本製品をアクセス、使用することに同意している。かつ、(ii) お客様および受託業者が使用するライセンス数の合計が購入ライセンスの範囲または数を超えない。お客様は、本契約の条件を受託業者に遵守させる責任を負うものとします。受託業者を介したお客様のサービスの完了時には、Actian からの要請に基づいて、かかるサービスの完了から 30 日以内に、受託業者が本製品のすべてのコピーをアンインストールして破棄したことを、書面で証明するものとし、また、受託業者がこの条項を必ず遵守するように、Actian が要請するすべての正当な支援を Actian に提供するものとします。

**iii) 製品の複製。** お客様は、本契約の下に明示的に許可されたライセンス付与数と、バックアップ目的限定のアーカイブ コピーの妥当な部数を合計した個数まで、本ソフトウェア メディアの複製を作成することができます。ただし、本製品に組み込まれていたり貼付されていたりする本製品の著作権、商標、特許、および関連する所有権の表示のすべてを本製品のすべてのコピーや抽出物に複製すると共に、変更、削除、または抹消しないことが条件です。リバース コンパイル(相互運用性を保証するためのリバース コンパイルを含む)など本製品のソース コードの取得は、適用法によって許可することが要求される場合を除いて禁じられています。お客様は、適用法に規定された相互運用性を実現するためのリバース エンジニアリングを行う権利を行使したい場合、まず Actian に書面で通知を行ったうえで、本製品とお客様の他の製品との相互運用性を保証するのに必要であると合理的に判断される支援と情報を提供するサービスを、Actian の判断の下、相互に合意した料金(必要な場合)で行うものとします。

**iv) 本製品の所有権および制限。** 本契約に基づいて提供される本製品のコピーは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。また本製品の知的財産権および権原はすべて、Actian および Actian のサプライヤーに帰属し続け、その権益および所有権はお客様に譲渡されません。共同または単独のいずれによるかを問わず、著作権が適用される創作物を作成する権利は許諾されず、黙示の許諾もされません。これには、本製品を修正(エラーの修正を目的とするものも含まれます)、改作、もしくは翻案した創作物、またはそれらから二次創作物、コンパイル、もしくは集合創作物を作成することが含まれます。ただし、本製品に含まれ、構成を目的として提供されるメニュー、オプションおよびツールを使用して本製品を構成するために必要な場合を

除きます。お客様は、本製品に組み込まれたユーザーの制限もしくはその他ライセンス、タイミング、または使用制限を妨げることを試みてはなりません。本製品と共に提供されるソフトウェア コードの品目の中には、本製品と共に提供される「オープン ソース」ライセンスが適用されるものがあります (以下、「サード パーティ コード」)。サード パーティ コードには、本契約の第 5 条および第 6 条を除いて、本契約の条件は適用されません。本契約のいずれの規定も、サード パーティ コードに適用されるライセンスの条件に基づくお客様の権利 (これには、該当するライセンスに基づいてサード パーティ コードをコピー、修正または頒布する権利が含まれます) を制限せず、またかかる条件に優先する権利をお客様に許諾することはありません。本製品には、タイムアウト デバイス、カウンター デバイス、および/または特定のライセンスの制限の超過が生じないようにするためのその他デバイス (以下、「制限デバイス」) が含まれる場合があることを、ここにお客様に通知します。本製品に制限デバイスが含まれる場合、Actian は、本製品をお客様のライセンスの限度まで使用するために必要なキーなどを、お客様が必ず受け取ることを保証します。

**2.3 製品の輸出。** 本製品またはサービスを、直接または間接的に、手段を問わず (電子的転送を含みます) 輸出または再輸出する個人または法人は、米国輸出管理規則および輸出元の国の法律に従ってこれを行う全面的な責任を負うものとし、お客様は、かかるすべての法律および規則を厳格に遵守することに同意します。Actian は、お客様が必要な輸出許可を取得できなかったとしても、その責任を一切負いません。とりわけ、本製品またはサービスは、輸出が禁止されているか、またはその他の制限が課されている国またはエンドユーザーに対して輸出することはできません。本項は、本契約の満了または早期の解約にかかわらず、有効に存続するものとします。

### 3. サポートおよび追加的サービス

**3.1 サポート サービス。** 株式会社エージーテックから購入されたサポート サービスの詳細については、<https://www.agtech.co.jp/products/actian/support-services/> をご覧ください。お客様が別の販売店から購入されるサポート サービスの内容および条件については、その販売店によって公開されています。お客様が支払期日までにサポート サービスの料金を支払われなかった場合は、Actian または Actian の販売店は本製品のすべてに対するサポート サービスを中止または終了する可能性があります。お客様が本製品のサポート サービスを購入する場合、お客様は、当該製品のライセンスおよびコピーのすべてについてサポート サービスを購入しなければなりません。お客様は、以下のためにサポート サービスを利用またはサポート サービスにアクセスすることはできません。(i) その時点で有効な注文書の対象ではないソフトウェア製品、(ii) その時点で支払済みの Actian のサポート プランの対象ではない本製品。お客様は、第三者の利益のためにサポート サービスを利用またはサポート サービスにアクセスすることも、第三者に対してサポート サービスへのアクセスを提供またはその利用を許可することもできません。

**3.2 追加的サービス。** お客様は、利用可能であることを条件として、別途契約により相互に合意された料金でコンサルティング サービスまたはトレーニングを申込みことができます。Actian または Actian の販売店がコンサルティング サービスを提供することに同意した場合、本契約に基づく本製品のライセンスおよびサポート サービス (インストールおよび実装サービスを含みます) の履行状況に関係なく、お客様はかかるサービスに対して必ず料金を支払うものとします。

### 4. 料金

料金およびその他手数料は、注文書に明記されたとおりとします。本契約に基づいて支払われるすべての金額は、払戻し不可とします。またお客様による相殺または控除も認められません。お客様が本製品のサブスクリ

プシヨンの更新を希望する場合、適用される価格は、両当事者間で別途合意するケースを除いて、その時点で有効な価格表に記載された価格とします。

## 5. 限定保証

**5.1** Actian は、保証期間中、本製品 (アップデートを除きます) が、該当するドキュメントにおおむね従って稼働することを保証します。アップデートは、保証または保証期間に関しては「本製品」の定義に含まれません。

**5.2** 保証期間の範囲内で、お客様が本製品の物理的媒体に瑕疵を発見した場合、お客様は、瑕疵のある媒体を Actian に返却することができ、Actian は無償でそれを交換するものとします。

**5.3** 適用される保証期間内に、本製品が 5.1 項に定める保証内容から逸脱したことを Actian が書面で通知された場合に限り、Actian の判断で a) 瑕疵のある製品を修理または交換するか、または b) 瑕疵のある製品を返品する代わりに、本製品に対して支払ったライセンス料金を払い戻します。払い戻しの場合には、お客様による本製品の使用ライセンスは直ちに満了となります。本 5.3 項は、5.1 項の限定的保証の違反に関する唯一の救済です。上記の保証では、具体的には、事故、乱用、誤用、または無許可での修理、修正、改良、および互換性のない環境へのインストールに起因する瑕疵については除外されています。Actian は、本製品の使用中断やエラーがないことまでは保証しておりません。

**5.4** 本第 5 条に記載された明示的な保証を除いて、法律で認められる最大限まで、本製品および本サービスは「現状有姿」で提供され、Actian および Actian のサプライヤーは、明示か黙示か法令によるかにかかわらず、(I) 商品性もしくは適合性、(II) 特定目的の適合性、または (III) 第三者の権利の非侵害の黙示の保証を含む (これらに限定されません)、その他のあらゆる保証および条件を否認します。

## 6. 責任の限定

適用法により認められる最大限まで、いかなる場合も、Actian または Actian のサプライヤーは、お客様または第三者に対して、責任の法理にかかわらず (過失を含みます)、逸失利益もしくは逸失収益、データの喪失もしくは不正確性、代替品の費用を含め (これらに限定されません)、本契約に起因もしくは関連する間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、または懲罰的損害については、Actian がかかる損害の可能性について知らされていた場合においても、一切責任を負いません。Actian および Actian のサプライヤーがお客様または第三者に対して負う損害賠償総額は、事由を問わず、請求が提起された日から遡る 12 カ月間に本契約に基づいてお客様から Actian に支払われた合計料金を超えないものとします。いかなる場合も、お客様は、(i) 当該請求の原因となった状況を認識した時点、または (ii) 本契約の解約の発効日から 2 年を経過後は、本契約に基づくいかなる請求も提起しないものとします。救済がその本質的な目的を達成できない場合であっても、本条の制限は適用されるものとします。本契約のいかなる規定も、当該当事者の過失、不作為または意図的不履行に起因する死亡または人身傷害に対する各当事者の責任を排除せず、制限しないものとします。

## 7. 第三者の権利侵害申立

**7.1** Actian は、(i) 本製品が納品された国における第三者の特許、商標または著作権を侵害しているとの申立によりお客様に対して訴訟手続きが提起された場合、当該訴訟手続きから防御、または Actian の選択により和解による解決をするものとし、(ii) 管轄裁判所が最終的に決定したお客様がかかる権利侵害の申立について賠償すべき損害および費用の全額、または Actian が仲裁した和解により決定した額を支払うものとします。

ただし、以下を前提とします。(i) お客様は、当該の権利侵害の申立を個別にすべて Actian に通知すること。(ii) お客様は、Actian のみに当該訴訟手続きに対する防御および/または和解を主導させること。(iii) お客様は、当該権利侵害の申立に対する防御および/または和解について、Actian に十分な協力をすること。(iv) お客様は、合理的に可能な限り当該損害および費用を最小限に抑えること。かつ、(v) お客様は、権利侵害の申立に対する Actian の防御を妨害する行動をとらないこと。

**7.2** 本製品の全部またはいずれか一部が権利侵害の申立を受ける、または申立を受けるおそれがあると Actian が判断した場合、Actian は、Actian 独自の判断により以下のいずれかを行うことができます。(i) お客様のために本製品または当該問題となった本製品の一部を使用することができる権利を確保する。(ii) 本製品または当該問題となった本製品の一部を同じ機能または追加の機能を持つ他のソフトウェアと交換する。(iii) 本製品または当該問題となった本製品の一部を権利侵害しないように修正する。または (iv) 前記の救済手段のいずれも商業的に実現可能でないと Actian が判断した場合、本製品の使用許諾を終了し、本製品の返却と引き換えに、本製品または当該問題となった本製品の一部についてお客様が 過去 12 か月間に Actian に支払った代金(定額方式で 12 ヶ月分)について比例配分した額を払い戻す。

**7.3** Actian は、権利侵害の申立が以下のいずれかに起因する場合は、責任その他の義務を負わないものとします。(i) Actian が提供した本製品の最新バージョンであるアップデートの使用によって権利侵害を回避できたにもかかわらず、そのアップデートを使用しなかったこと。(ii) 本製品と、Actian が提供していない他の製品との組み合わせ、運用、または使用を行わなければ、そのような権利侵害が回避された場合に、かかる組み合わせ、運用、または使用を行ったこと。(iii) 適用される使用許諾条件に反する方法での本製品の使用。(iv) Actian が行っていない、または明示的に許可していない、本製品への修正、変更、または改良。(v) 第三者によるお客様への情報、サービス、もしくはテクニカル サポートの提供。(vi) 許諾されていない本製品の使用。または、(vii) お客様の設計、仕様または指示に従ったこと。

本条の前記各項は、第三者の権利侵害の申立に関する Actian の責任および義務、お客様に対する救済のすべてです。

## 8. 契約期間および契約終了

**8.1** 以下に定めるとおり早期に解約された場合を除いて、本契約の期間は発効日から 1 年間継続し、その後は以降の 1 年間毎に自動的に更新されるものとします。ただし、いずれかの当事者が、初回契約期間またはその時点の更新期間の満了の遅くとも 90 日前までに、更新しない意向を書面で相手方当事者に通知した場合は、この限りではありません。本契約の期間が更新されなかった場合は、当該期間は、(i) 現行期間の終了から 1 年後、または (ii) 最後のサブスクリプションの残余期間の終了日のうち、早期に到来する時点で満了するものとみなされます。本製品が無期限ライセンスに基づいて取得された場合、本契約は、当該本製品のみについては失効しないものとみなされます。

**8.2** 前記にかかわらず、いずれの当事者も、(i) 本契約または当該注文書の違反について書面で通知して是正を催告し、相手方当事者が当該通知後 30 日以内に当該違反を是正しなかった場合、または (ii) 相手方当事者が債権者の利益のために財産を譲渡するか、または相手方当事者について破産、支払不能、もしくは債権者の救済に関する法律に基づく措置の手続きが開始された場合は、本契約または注文書を解約することができます。理由の如何を問わず、解約または満了の時点で、本第 8.2 項 (および満了のみについては第 8.1 項) に定める場合を除いて、すべての権利 (すべてのライセンス権を含みます) および義務は終了します。かかる解約または満了により、未払いの料金を支払うお客様の義務は免除されず、いずれの当事者も利用できるそ

他の救済を求めることを制限されません。本契約またはその一部が解約されるか、満了となった場合、Actian は、お客様が支払った料金をお客様に払い戻す義務を負いません。注文書が解約されるか、満了となった場合、お客様は、かかる解約または満了から 30 日以内に、お客様が直ちに本製品のすべてのコピーをアンインストールして破棄したか、または返却したことを、Actian に対して書面で証明するものとします。1、2.1(i) および(ii)、2.2(iv)、4、5.4、6、8、ならびに 9 の条項は、本契約の解約または満了後も存続します。

## 9. 一般条項

**9.1 秘密情報。** 秘密情報を受領する各当事者（以下、「受領者」）は、相手方当事者（以下、「開示者」）のすべての秘密情報を機密に保持し、その従業員、代理人、および請負業者にも機密に保持するように要求するものとします。「秘密情報」とは以下を意味します。(i) Actian については、Actian の見積りに含まれたすべての金銭的条件、ならびに本製品および本製品のベンチマークまたは同様のテスト（Actian、お客様、または第三者のいずれが実施したかを問わず）の結果。ならびに(ii) 各当事者については、開示者が目立つように「秘密」または「専有」の印を付けた、書面またはその他有形の形式によるあらゆる情報、またはかかる印がない場合は、開示される情報の性質により秘密であると合理的にみなされるべき情報。受領者は、開示者の秘密情報を、受領者が受領者自身の同様に重要な秘密情報を保護する方法と同じ（ただし、いかなる場合も相応の注意を下回らない）方法で保護するものとします。秘密情報は、開示者の独占的な財産であり続けるものとし、本契約に基づいて許可される場合を除いて、第三者に開示したり（当該秘密情報を知る必要があり、本契約に準拠した方法で当該秘密情報の機密を守る旨の、受領者との間の書面契約に拘束される従業員、弁護士、コンサルタント、および子会社に対する場合のみを除きます）、使用したりしてはなりません。秘密情報には、以下に該当する情報は含まれないものとします。(i) 受領者の開示者に対する義務の違反なしに、公知であるか、公知となった情報。(ii) 守秘義務に違反することなく、開示者以外の情報源から正当に受領者に開示された情報。または(iii) 開示者の秘密情報を入手することなく、受領者が単独で開発した情報。前記にかかわらず、Actian は、お客様が Actian の顧客であることを開示することができます。さらに、いずれの当事者も、適用法または裁判所の命令に従って、情報を開示することができます。ただし、開示者にはその旨の通知が合理的に速やかになされ、受領者がかかる開示を防止または制限するために協力と支援を提供することを条件とします。本契約に定める秘密情報に関する義務は、本契約の終了日から 3 年間、引き続き完全な効力を有するものとします。

**9.2 両当事者の関係。** 本契約は、パートナーシップ、フランチャイズ、ジョイントベンチャー、信託、代理または従業員の関係を生じさせることを意図しておらず、かかる関係は生じないものとします。いずれの当事者も、独立した契約当事者の関係以外の関係を明示または黙示するような形で行動することも、相手方当事者を拘束することもできません。

**9.3 準拠法および裁判地。** 本契約に関連する訴訟はすべて、カリフォルニア州の法律および適用される米国連邦法に準拠するものとし、管轄の法令の選択は適用されないものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国連条約は本契約に適用されないことに合意します。本契約に起因もしくは関連して生じるすべての係争は、カリフォルニア州北部地区に所在する連邦裁判所、またはカリフォルニア州サンタ クララ郡に所在する州裁判所を専属的管轄裁判所とし、両当事者は、かかる裁判所の専属的管轄権に服することに同意します。上記にかかわらず、両当事者は、管轄権を有するいかなる裁判所においても当該管轄裁判所によってなされたいかなる判決も実施することができるものとします。また、Actian はその知的財産権を保護するために管轄裁判所において差止命令またはその他の公平な救済を要求することができるものとします。

**9.4 譲渡。** お客様は、本契約、本契約に基づく権利義務、および本契約に基づいて使用許諾される本製品のいずれも、事前に Actian の書面による同意を得ることなく譲渡することはできません。前記に違反して意図さ

れた、いかなる譲渡も無効とします。前記を条件として、本契約の規定は、両当事者、ならびに両当事者の許可された継承人および譲受人を拘束し、それらの者の利益のために効力を生じます。

**9.5 可分性。** 本契約のいずれかの規定が違法、無効、または強制力なしと判示された場合は、当該規定は強制可能な範囲に制限されるか、またはその他の方法で分離され、残りの規定の有効性および強制力には影響を及ぼさないものとします。

**9.6 監査。** 本契約の期間中、および解約または満了後 2 年が経過するまで引き続き、お客様は、お客様による本製品の使用に関する完全かつ正確な記録を保持するものとします。

**i) 自己監査。** お客様による本製品の使用および本契約の遵守の管理を可能とするために、お客様は、Actian の 10 営業日前の書面通知により、Actian が提供する自己監査フォームに基づいて、自己監査を実施することに同意します。お客様の自己監査フォームにより、お客様の有効な注文書またはライセンスを超過してお客様がそれまでに Actian の製品を使用したか、または現在使用していることが判明した場合、お客様は、自己監査フォームを Actian に返却する際に、同時に未払いの金額を Actian に支払わなければなりません。お客様の自己監査フォームの提出が遅延した場合、Actian は、自己監査フォームを受領するまで、注文の受諾を延期し、および/またはサポート サービスを停止することができます。また Actian は、以下に定める正式監査を開始することができます。

**ii) 正式監査。** Actian または Actian が指名する代理人は、お客様に対する 5 営業日前の書面通知により、本製品を使用しているお客様の施設を実地調査し、お客様による本製品の使用および本契約の遵守を確認する目的で、記録の監査を実施することができます。Actian は、前回の監査で不一致が判明した場合を除いて、12 カ月に 1 回のみ、正式監査を実施することができます。Actian による監査は、Actian が単独で費用を負担して実施されるものとします。ただし、Actian の監査により、監査の対象期間中に、お客様が支払った金額の不足分が支払義務を負う金額の 5% を超えることが判明した場合は、お客様が Actian の監査の合理的な費用を負担するものとします。支払金額が不足していた場合は、お客様は、本契約の条件に従って、支払期日を経過したすべての料金を直ちに支払うものとします。本項は、本契約の終了後 2 年間、有効に存続します。

**9.7 不可抗力。** 本契約に基づく期日までに料金を支払う義務を除いて、いずれの当事者も、その合理的な支配を超える事由(以下、「不可抗力」)による、自身の義務の履行遅延または不履行を理由として、本契約に違反したもとはみなされません。ただし、いずれの当事者も、不可抗力の状態について妥当な範囲で速やかに相手方当事者に通知し、合理的な努力を尽くして遅延または不履行を最小限に抑えるものとします。

**9.8 通知。** 本契約に基づく通知はすべて、手渡し、宅配便、配達記録郵便、料金前払い郵便、配達証明付き郵便によりなされるものとします。宛先は、注文書に定める各当事者の住所、またはお客様宛の場合は、お客様の本社宛に、Actian 宛の場合は、Actian Corporation: Legal Department, 2300 Geng Rd., Suite 150, Palo Alto, CA 94303 宛とします。通知は、実際に送達された時点で効力を生じるものとみなされます。いずれの当事者も、本項に従って書面で通知することにより、本契約についての自身の住所を変更することができます。

**9.9 マーケティング。** 両当事者は、Actian が、発効日から 30 日以内に、両当事者の関係を記載したプレス発表を行うことができることに合意します。お客様は、Actian が、本契約に従って提供される本製品および/または実施される関連サポート サービスに関連して、Actian の宣伝広告、販売促進活動、プレス リリース、公的な届出書類、Web サイトの利用、およびその他広告において、お客様を参照および特定し、また、かかる使用の際にお客様の名称、マークまたはロゴを修正しない限り、お客様のロゴを使用することを認めることに同意します。



お客様は、Actian にとっての「照会先アカウント」となることに同意します。お客様が「照会先アカウント」の役割を果たすことに同意した場合、Actian は、お客様と Actian の関係 (Actian の照会先となること) をよく知るお客様の幹部に、他の顧客、見込み客、報道関係者、アナリストなどからの問い合わせを差し向けることが認められるものとします。

**9.10 米国政府機関のエンド ユーザー。** 本ソフトウェアは、48 C.F.R. 2.101 に用語が定義されている「商用品」であり、それは 48 C.F.R. 12.212 にいう「商用コンピュータ ソフトウェア」および「商用コンピュータ ソフトウェア マニュアル」から成っています。48 C.F.R. 12.212 および 48 C.F.R. 227.7202-1 ないし 227.7202-4 に従い、米国政府のすべての最終利用者は、本契約に定める権利のみが付属した本ソフトウェアを取得します。提供される技術データが上記の規定の対象に含まれない場合は、48 C.F.R. 252.227.7015(a) に従い「技術データ - 商用品」とみなされます。かかる技術データの使用、修正、複製、リリース、実行、表示または開示には、48 C.F.R. 252.227.7015(b) の条件が適用されます。

**9.11 危険性の高い業務。** 本製品は障害を許容するものではなく、原子力施設、航空機の航行・通信システム、航空管制、直接的生命維持装置または兵器システムの操作など、本製品の故障が死亡、負傷、または重大な物理的もしくは環境的な損害を直接引き起こすような、フェイルセーフのパフォーマンスが求められる危険な環境 (以下、「危険性の高い業務」) において、オンライン制御装置として使用または再販されるために設計、製造または意図されているものではありません。Actian およびそのサプライヤーは、危険性の高い業務への適合性についての明示または黙示の保証を明確に否定します。

**9.12 サード パーティーの権利。** 本契約のその他の規定にかかわらず、本契約のいずれの規定も、本契約の当事者ではない人を利する権利またはその他の利益を創出するものでも付与するものでもありません。ただし、本製品に同梱される Microsoft ソフトウェアに関する場合は除きます。Microsoft は、そのソフトウェアにおける権利を行使する権利を有するサード パーティーの受益者です。

**9.13 差し止めによる救済。** お客様は、本製品には Actian および Actian のライセンシーの価値ある企業秘密および専有情報が含まれていること、ならびに本製品または Actian もしくは Actian のライセンシーの秘密情報を、実際に開示する、もしくは開示の恐れがあること、またはそれらを不正に使用もしくは配布することは、Actian に対する即時かつ回復不能の損害に該当し、これについては金銭的な損害賠償は十分な救済とはならず、Actian は、実際の金銭的損害額を示すことなく、即時の差し止めによる救済の権利を得ることを了承するものとします。

**9.14 統合および修正。** 本契約は、両当事者間の完全なる合意を構成し、口頭によるか書面によるかを問わず、本契約の主題に関する、以前の条件、合意、意思疎通、または表明に取って代わります。いずれの当事者も、本契約を締結するに当たって、相手方当事者の従業員または代理人の発言または表明に依拠していません。お客様の文書に追加条件または異なる条件 (購入注文に含まれた条件を含みます) があつた場合、それらの追加条件または異なる条件は適用されず、本契約書の内容の重大な変更とみなされ、これに対する異議および拒絶が通知されます。本契約において許可される場合を除いて、各当事者の正当な授権代表者が署名した書面によらない限り、本契約を修正することはできず、またいかなる条件も放棄することはできません。本契約のいずれかの規定の違反について権利を放棄したとしても、本契約の同一またはその他規定の、従前、同時、または以降の違反について権利を放棄したことにはなりません。見出しは便宜目的のみのものであり、本契約のいかなる規定の解釈にも影響を及ぼさないものとします。

お客様は、本契約を读了し、理解したことを了承し、下の[使用許諾契約の条項に同意します]ボタンをクリックすること(または、これに代えて「Y または N」の応答を求められる場合は、「Y」もしくは「YES」を入力すること)により、ここに本契約の条件に拘束されることに同意します。